

のとじま幼保園 運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人 浜岡福祉会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 のとじま幼保園

(2) 所在地 石川県七尾市能登島佐波町 15 部 5 番地

(施設の目的)

第2条 のとじま幼保園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教

育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

(1) 延長保育

(2) 病児病後児保育

(3) 預かり保育

(4) 障害児保育

(6) 子育て支援センター

(5) その他教育保育に係る行事等

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

4 当園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の不可等によって差別的取扱いをせず、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用を排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

(給食及び食育)

第6条 当園の給食は、自園調理により提供するものとする。

2 給食の献立は、必要な給与栄養目標値を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。

3 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し実地するものとする。

(地域における子育て支援)

第7条 当園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

(1) 育児相談 実施曜日：月～金（祝祭日除く） 9時30分から11時30分まで

(2) 育児体験 実施曜日：月～金（祝祭日除く） 9時30分から11時30分まで

(3) 一時預かり 実施曜日：月～金（祝祭日除く） 8時00分から16時まで

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第8条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長（教頭） 1人

副園長（教頭）は、利用子どもを全体的に把握し、園長を補佐する。

(3) 主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(4) 保育教諭 10人（常勤9人、非常勤1人）

保育教諭は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 調理員 3人（常勤2人、非常勤1人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 看護師 1人（常勤1人）

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(7) 栄養士 1人（常勤1人）

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(8) 事務職員・用務員（バス送迎員） 3人（常勤1人、非常勤2人）

事務職員・用務員（バス送迎員）は、当園の事務及び雑務を行う。

(9) 嘱託医 1名（非常勤職員）

嘱託医は施設を利用する小学校就学前子どもの健康診断の業務を行う。

(10) 嘱託歯科医 1 名 (非常勤職員)

嘱託歯科医は施設を利用する小学校就学前子どもの歯科健康診断等を行う。

(11) 薬剤師 1 名 (非常勤職員)

薬剤師は、環境衛生に係る検査等を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じその他職員を置くことができる。

(特定教育・保育を行う日及び行わない日)

第 9 条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日

(2) 年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

(3) 日曜日

3 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。

(1) 夏季休業 8 月 11 日から 8 月 17 日まで

(2) 冬季休業 12 月 26 日から 1 月 5 日まで

(3) 土曜日

4 当園は、前 2 項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

5 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第 10 条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間 (1 1 時間) は、7 時 00 分から 18 時 00 分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。なお午後 6 時から午後 7 時までは延長保育(有料)とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間 (8 時間) は、8 時 30 分から 16 時 30 分の範囲

内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、8時30分から13時30分とする。

2 当園の開所時間は、7時00分から19時00分とする。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(学年及び学期)

第11条 当園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年は、次の学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで

(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(利用者負担その他の費用等)

第12条 当園は、特定教育・保育施設及び保育事業の運営に関する基準を定め、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園においては、上乗せ徴収は下記の項目とし、事前に書面によって保護者の同意を得るものとする。

① 給食主食費（パン・米） 1回60円（3.4.5歳児）

② 給食材料費（1号認定）月4,500円 徴収免除者は除く。

③ 給食材料費（2号認定）月5,600円午後のおやつ代含む。ただし徴収免除者は除く。

1号認定者は午後2時30分からの預かり保育を利用した場合は午後6時00分までは一回200円とし、午後のおやつを食した場合は一回100円かかります。

また土曜日の1号認定が利用される場合は1日900円いただきます。

その場合は副食費、おやつ代は別料金となります。

④ 日本スポーツ振興センター 年額210円

3 実費徴収は下記の項目とし、事前に保護者の同意を得るものとする。

① 遠足代

② 延長保育

③ 他必要な経費についてその都度徴収する。

3 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として1日1800円を徴収する。(8時間) 4時間以内の時は900円とする。

(利用定員)

第13条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	<u>1人</u>	1人	1人	<u>3人</u>
2号・3号	<u>3人</u>	<u>5人</u>	<u>5人</u>	<u>9人</u>	<u>9人</u>	<u>9人</u>	<u>40人</u>
合計	<u>3人</u>	<u>5人</u>	<u>5人</u>	<u>10人</u>	<u>10人</u>	<u>10人</u>	<u>43人</u>

(利用にあたっての選考方法)

第14条 前条の利用定員を超えて利用の申込みある場合の選考方法は、次のとおりとする。

(1) 小学校就学前子どもが利用定員の総数を超える場合においては、抽選(先着順、建学の精神等設置者の理念等)により選考する。

(2) 小学校就学前子どもが利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要性の程度の高いと認められる子どもが優先して利用できるよう選考する。

(3) 特別な支援が必要な子どもについては、施設や受け入れ体制など考慮して優先的に利用できるよう選考に努めるものとする。

2 事業者は、七尾市が行うあっせん及び要請に対し、協力を努めるものとする。

3 事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まないものとする。

4 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第15条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終

了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 届出なく長期に欠席し、登園勧告にも応じないとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

3 園長は、前項の規定により退園を決定したときは、退所通告書により当該児童の保護者へ通告するものとする。

4 園長は、前項の規定により当該保護者に退園に係る通知をしたときは、速やかにその旨を市町に通知するものとする。

保健・予防

第16条 当園は、保健衛生管理を次のように実施する。

(1) 園児の生育歴・既往歴・健康状態・家庭状況等の把握

(2) 園児の身長・体重の測定（毎月）

(3) 園内の感染症予防

(4) 嘱託医による検診（年2回）

(5) 嘱託歯科医による検診（年2回）

(6) 園内外の清掃・消毒

(7) 職員の健康診断・検便

(8) 薬剤師による保健管理及び技術及び指導

（事故発生防止及び緊急時等における対応方法）

第17条 事業者は、事故発生防止及び緊急時等における対応を次の各号のとおりとする。

(1) 安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、学校安全計画を策定し実施するとともに、事故発生の防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 教育・保育の提供等において事故が発生した場合及び支給認定子どもに体調の急変が生じた場合、速やかに当該支給認定子どもの家庭等に連絡を行うとともに、支給認定子どもに対し専門的な医学的対応等、必要な措置を行うこととする。

3 事故発生の場合は、事故の状況及び事故に際してとった処置等を記録するとともに七尾市に報告する。

4 事故の再発防止のため、当該事実の分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備することとする。

5 支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供等において賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 18 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(1) 防火管理者には、園長を充てる。(園長とは別に定めることも可)

(2) 火元責任者には、主幹保育教諭を充てる。(主幹保育教諭とは別に定めることも可)

(3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたり、支給認定子どもの安全の確保に努める。そのため、非常防災対応マニュアルを作成し、支給認定子どもの保護者に対し、提示を行う。

(5) 防災管理者は、施設の職員に対して防災教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)月1回の避難訓練と年2回の総合訓練を行う。

②非常災害用設備の使用法の徹底・・・随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待の防止のための措置)

第 19 条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第 20 条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行

う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第 21 条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第 22 条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 七尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定する市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての重要事項)

第 23 条 事業者は、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定め、また、職員の質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業者は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する計画及び記録を整備し、当該支給認定子どもの特定教育・保育の提供の完結した日から 5 年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は支給認定子どもの保護者と事務所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (実費に係る利用負担額)

① 1号認定子どもに係る費用

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食費	主食 (パン・ごはん)	一食 60 円
給食材料費	副食費	月 3,000 円

② 2号認定子どもに係る費用 3号認定子どもは主食費及び副食費は無料

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
主食費	主食費 (パン・米等)	一食 60 円
給食材料費	副食費	

別表 2 (一時預かりに係る費用)

1号認定子どもの一日の単発利用の方

14 時 30 分～18 時 00 分	200 円	おやつ代含む
18 時から 20 時	1 時間 200 円	おやつ代含む

1号認定子ども 月契約の方 (前払い)

14 時 30 分～18 時 00 分	月 11000 円	おやつ代含む
---------------------	-----------	--------

別表 3 時間外保育に係る費用

① 短時間保育認定の時間外を利用の方

7 時 00 分～8 時 30 分 16 時 30 分～18 時 00 分	一回利用ごとに 200 円	
18 時 00 分～20 時	1 時間ごとに 200 円	おやつ代含む

② 利用児童全員 単発利用者 (18時:00を超えた場合)

1 時間	200 円	おやつ代含む
------	-------	--------

③利用者児童全員 月契約者 (前払い)

1 時間契約者	1,000 円	おやつ代含む
2 時間契約者	1,500 円	おやつ代含む